

第四回参議院内閣委員会會議録第一号

昭和二十三年十二月十日(金曜日)

委員氏名
委員長 河井 彌八君
理事 カニエ邦彦君
中川 幸平君
藤森 眞治君
委員 松本治一郎君
荒井 八郎君
城 義臣君
稻垣平太郎君
栗栖 越夫君
市來 乙彦君
岩本 月洲君
下條 康麿君
町村 敬貴君
堀 眞琴君
三好 始君

本日の會議に付した事件
○科学技術行政協議会法案(内閣提出、衆議院送付)

午前十時四十七分開会
○委員長(河井彌八君) それでは科学技術行政協議会法案の委員会を開会いたします。

御承知の通りこれは前期國會で会期が切れましたので、この委員会におきましては、審議が済んでおつたのであります。審議の切れました結果、又政府から提出せられたわけであり、昨日衆議院におきましては、これを可決して本院に送つて参つておりますのでこれを議題といたします。

○中川幸平君 本案は只今委員長から申されたごとく、前國會において審議をいたしましたので、可決すべきものと決定いたしましたのであります。時間の関係上、本會議で審議未了になつた案件であるのであります。従つて質疑討論等を省略いたしまして、直ちに採決あつたことを希望いたします。

○委員長(河井彌八君) ちよつと速記を止めて……

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) それでは速記開始。

○三好始君 只今の中川君の動議に賛成いたします。

○委員長(河井彌八君) 中川君の動議に御異存はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それでは採決をいたします。科学技術行政協議会法案に賛成の方の举手を願います。

〔議員挙手〕

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。ちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始めます。本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十七分散会

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君

理事 カニエ邦彦君

中川 幸平君

藤森 眞治君

委員
政府委員
文部事務官 茅 誠司君
科学教育局長
松本治一郎君
荒井 八郎君
市來 乙彦君
岩本 月洲君
三好 始君

十二月二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、科学技術行政協議会法案

科学技術行政協議会法案

科学技術行政協議会法

〔目的〕

第一條 科学技術行政協議会は、日本學術會議と緊密に協力し、科学技術行政に反映させるための諸方策及び各行政機関相互の間の科学技術に関する行政の連絡調整に必要な措置を審議することをその目的とする。

第二條 科学技術行政協議会(以下協議会とす)は、内閣総理大臣の所轄とする。

第三條 協議会は、左に掲げる事項について審議する。

一 日本學術會議の答申または勧告を行政に反映させるために必要な措置

二 政府が日本學術會議に諮問すべき事項の選定に関する事

三 政府が行うべき科学技術に関する國際的事業の実施の方法

四 各行政機関の所管に属する科学技術に関する事項の連絡調整に必要な措置

第三條 協議会は、会長一人、副会長一人及び委員二十四人以内で組織する。

第四條 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

第五條 副会長は、國務大臣のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

第六條 委員は、関係各行政機関の官吏及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。委員のうち、その半数は学識経験のある者でなければならぬ。

第七條 学識経験のある者を命ずる場合においては、日本學術會議の推薦を尊重しなければならない。

第八條 前項の委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第九條 会長は、会務を総理する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第十條 協議会は、毎月一回定例会を開かなければならぬ。但し、会長が必要があると認めるときは、臨時に、これを開くことができる。

第十一條 協議会の事務を処理させるため、協議会に事務局を置く。

第十二條 事務局長は、総理廳の一級の官吏又は相当の資格を持つ科学者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

第十三條 事務局長は、会長の命を受けて、同務を掌理する。

第十四條 事務局の職員は、定員について、別に法律で定める。

第十五條 附則

一 この法律は、昭和二十四年一月二十日から施行する。

二 学識経験のある者のうちから命ぜられた第一回の委員で、日本學術會議の会員である者の任期は、第四條第五項の規定にかかわらず、二年とする。

三 事務局の職員は、定員については、國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)が施行されるまでは、第八條第四項の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

第十四條 協議会に幹事二十人以内を置く。

第十五條 幹事は、関係各行政機関の官吏及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。学識経験のある者のうちから命ずる幹事の数は、十人以内とする。

第十六條 幹事は、協議会の審議事項について委員を補佐する。

第十七條 協議会の事務を処理させるため、協議会に事務局を置く。

第十八條 事務局長は、総理廳の一級の官吏又は相当の資格を持つ科学者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。

第十九條 事務局長は、会長の命を受けて、同務を掌理する。

第二十條 事務局の職員は、定員について、別に法律で定める。

第二十一條 附則

一 この法律は、昭和二十四年一月二十日から施行する。

二 学識経験のある者のうちから命ぜられた第一回の委員で、日本學術會議の会員である者の任期は、第四條第五項の規定にかかわらず、二年とする。

三 事務局の職員は、定員については、國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)が施行されるまでは、第八條第四項の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

第十四條 協議会に幹事二十人以内を置く。

第十五條 幹事は、関係各行政機関の官吏及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が命ずる。学識経験のある者のうちから命ずる幹事の数は、十人以内とする。

された。

一、道路運送監理事務所廃止反対に
関する陳情(第五号)

第五号 昭和二十三年十二月三日受

理

道路運送監理事務所廃止反対に関する
陳情

廣島市千田町二ノ七九三廣島縣
自動車整備工業協同組合内 墨
山利雄

さきに官廳行政機構改革、地方自治組
織確立のため、各省の出先機関整理地
方移譲法案が審議され、運輸省道路
運送監理事務所も廃止されると聞く
が、中央集権排除によつて、特殊行政
たる運輸交通行政を地方廳に移譲する
ことは、交通の廣域性が失われ、地方
吏員増加に伴う國民課税増加となりま
た、事務のはん雜をきたすから、眞の
民主自治実現のため道路運送監理事務
所を存置せられたいとの陳情。

十二月九日本委員会に左の事件を付託
された。(予備審査のための付託は十二
月八日)

一、科学技術行政協議会法案